

長崎労働局発表

平成27年6月1日(月)

長崎労働局雇用均等室

雇用均等室長 大庭 直美

地方機会均等指導官 石田 裕子

地方短時間労働指導官 常川 基子

電話：095-801-0050

## ストップ！！セクハラ、マタハラ！

～平成26年度セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントの相談状況等について～

長崎労働局(局長 おおつが たかふみ 大塚 崇史)では、6月が男女雇用機会均等月間であることを踏まえ、セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントに関する相談等の状況について取りまとめました。

### 1 平成26年度セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメント(妊娠・出産、育休等を理由とする不利益取扱い)に関する相談状況等について

長崎労働局雇用均等室で受けたセクシュアルハラスメントに関する相談は81件と過去3年間で最も増加。マタニティハラスメントに関する労働者からの相談も23件と前年度(19件)より増加

男女雇用機会均等法に基づく報告徴収により、行政指導を行った企業は51社。そのうち44社(86.3%)の企業に対して、セクシュアルハラスメント対策についての指導を行った。

また、育児・介護休業法に基づく報告徴収により、法に沿った育児・介護休業規定の整備について行政指導を行った企業は69社。そのうち44社(63.8%)の企業に対して、育児休業制度の規定整備について指導を行った。

### 2 第30回男女雇用機会均等月間(6月)について

テーマ：職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

厚生労働省では、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底を図るため、周知広報を行うとともに全国の労働局雇用均等室において事業主に対する指導を集中的に実施



#### <参考資料>

- 1 平成26年度セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントに関する相談等の状況
- 2 長崎労働局雇用均等室で受けた相談対応事例
- 3 悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント
- 4 働きながらお母さんになるあなたへ